

太秦第2ハイツ地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名 称	太秦第2ハイツ地区 地区計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
位 置	大阪府寝屋川市太秦中町および太秦東が丘地内		(1) 建築基準法(以下「法」という。)法別表第二(い)項第1号で定めるもののうち一戸建専用住宅 (長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿は不可)	
面 積	約7.6ha		(2) 法別表第二(い)項第2号で定めるもののうちの一戸建兼用住宅 (延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、事務所、店舗等を兼ねるもので、その面積が50m ² 以下のもの)	
地区計画の目標	本地区は寝屋川市の東部の丘陵地帯にあり、京阪電鉄本線「寝屋川市駅」東方約1.5kmに位置し、低層一戸建の住宅が集積する地区である。 地区計画の策定により、良好な住宅地としての環境が損なわれることのないように、敷地の細分化の防止、建築物の用途の制限等により、市街地形成を誘導し、良好な住環境の保全を図ることを目的とする。		(3) 法別表第二(い)項第4号で定めるもの (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等)	
土地利用の方針	戸建て住宅を主体に、ゆとりと潤いのある低層住宅地としての土地利用を図る。		(4) 法別表第二(い)項第5号で定めるもの (神社、寺院、教会等)	
地区施設の整備方針	既に地区内には、生活道路網が整備されており、これらの機能の維持、保全を図る。		(5) 法別表第二(い)項第8号で定めるもの (診療所)	
建築物の整備方針	建築物の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定めることにより、良好な住環境の維持・保全を図る。また、建築物等の形態及び意匠に配慮し、敷地内の緑化を促進することにより、調和のとれた街並み景観の形成を図る。		(6) 法別表第二(い)項第9号で定めるもの (巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物)	
			(7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの (法施行令第130条の5で定めるものを除く)	
		建築物の敷地面積の最低限度		150m ²

平成5年3月10日

寝屋川市告示第22号